

女性活躍推進法に基づく行動計画

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

○計画期間 令和4年2月1日～令和7年1月31日

○目標と取組内容・実施期間

目標：年次有給休暇の職員1人平均取得率を7割以上にする。

<取組み内容>

年次有給休暇をより一層取得しやすい雰囲気づくりや、労使の年次有給休暇に対する意識改革を行う。

- 令和4年2月 年次有給休暇取得の呼びかけを行う。
- 令和4年4月 事業年度の当初に、全職員向けに、年次有給休暇取得奨励のトップメッセージを発信する。
- 令和4年11月 11月を年次有給休暇取得促進月間として、取得を促す。
(計画期間中、毎年4月、11月に、上記取組みを行う)

<女性の活躍推進に関する情報公表>

1. 労働者に占める女性労働者の割合 66.7% (令和2年度)
2. 男女の平均勤続年数の差異 男性 5年、女性 12.7年
(基準日：令和4年2月1日)